

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	広島市こども医療費補助条例による子どもに係る医療費の補助に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市こども医療費補助条例による子どもに係る医療費の補助に関する事務
重点項目評価書

特記事項

広島市こども医療費補助条例による子どもに係る医療費の補助に関する事務では、事業の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

広島市長

公表日

令和8年3月24日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	広島市子ども医療費補助条例による子どもに係る医療費の補助に関する事務
②事務の内容	広島市子ども医療費補助条例による子どもに係る医療費の補助に関する事務を行う。 ・同条例第6条第1項の資格者証の交付に関する事務 ・同条例第7条の医療費の支払等に関する事務
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	福祉情報システム(子ども医療)
②システムの機能	1. 対象者等情報登録機能 対象者からの資格者証の交付申請、更新申請、その他諸申請等の情報を登録及び修正する機能 2. 所得算定機能 対象者等の市町村民税の情報から、医療費の補助を受ける資格を判定する機能 3. 資格者証等作成機能 資格者証、医療費支給決定通知書等を作成する機能 4. 振込データ作成機能 対象者の指定する銀行口座へ、子ども医療費を振り込むデータを作成する機能 5. その他 統計処理等
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [O] 税務システム [] その他 ()

システム2～5

システム2

①システムの名称	共通基盤(庁内連携システム、宛名システム及び申請管理システムに相当)
②システムの機能	1. 認証・ポータル機能 ICカードによる利用者認証、権限管理及び業務システムの起動を行う機能。 2. システム間連携制御機能 共通基盤と業務システム間及び異なる業務システム間のデータ連携を行う機能。 3. 運用管理機能 自動実行(ジョブ)、システム監視、稼働記録(ログ)管理、セキュリティ管理(OS・Office製品へのセキュリティパッチの配付等)、ウイルス対策、時刻同期及びデータのバックアップを行う機能。 4. 団体内統合宛名機能 個人番号と団体内統合宛名番号とを紐付けて管理する機能。団体内統合宛名番号が未登録の個人番号については、新規に団体内統合宛名番号を割り当てる。 5. 中間サーバー連携機能 中間サーバーと共通基盤間のデータ連携を行い、中間サーバーへの情報照会要求の送信及び照会結果の受信並びに特定個人情報の副本の登録を行う機能。

<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>中間サーバー、国保・年金・後期高齢者医療システム、介護保険システム、福祉情報システム、市営住宅総合管理システム、選挙等システム、下水道事業受益者負担金システム、財務会計システム、文書管理システム、人事・給与・庶務事務システム、水道料金オンラインシステム、小児慢性特定疾病・指定難病管理</p> <p>[○] その他 (システム、教育事務処理システム、放課後児童クラブ利用料金収納管理システム、戸籍事務処理システム、証明書発行システム、OCR・RPAシステム、市税電子申告システム、軽自動車検査情報システム、生活保護等版レセプト管理システム、介護保険認定支援システム、学校給食費管理システム、農地情報公開システム、保健師業務支援システム、ノーコード・ローコードシステム、庁内LAN)</p>
<p>システム3</p>	
<p>①システムの名称</p>	<p>中間サーバー</p>
<p>②システムの機能</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能。 11. 自己情報提供機能 自己情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。 12. お知らせ機能 お知らせ機能は、お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。
<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
広島市子ども医療費補助関係情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	子ども医療費補助の対象者及びその配偶者 ※既に対象者資格が消滅しているものを含む。
その必要性	資格者証交付の審査において、対象者及びその配偶者の地方税関係情報を確認し、適正な子ども医療費の支給を行う必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (支払金融機関情報、広島市重度心身障害者医療費補助関係情報、広島市ひとり親家庭等医療費補助関係情報)
その妥当性	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人番号、その他識別情報 対象者、配偶者及び子どもの真正性の確認及び審査に必要な情報を関係機関から取得するため。 2. 4情報、連絡先、その他住民票関係情報 広島市子ども医療費補助条例に規定された広島市内居住要件等の審査及び対象者に通知等を行うため。 3. 地方税関係情報 子ども医療費の適正な支給を行うため。 4. 医療保険関係情報 子ども医療費の適正な支給を行うため。 5. 児童福祉・子育て関係情報 子ども医療費の適正な支給を行うため。 6. 生活保護・社会福祉関係情報 子ども医療費の適正な支給を行うため。 7. 支払金融機関情報 対象者の指定する銀行口座へ子ども医療費を支給するため。 8. 広島市重度心身障害者医療費補助関係情報 子ども医療費の適正な支給を行うため。 9. 広島市ひとり親家庭等医療費補助関係情報 子ども医療費の適正な支給を行うため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年7月18日
⑥事務担当部署	健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部福祉課及び出張所

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (企画総務局総務課、財政局税務部市民税課、健康福祉局保護自立支援課、こども未来局こども・家庭支援課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	こども医療費補助の対象者からの、資格者証交付申請、資格者証更新申請、その他諸届等の審査及び認定を行うため。	
④使用の主体	使用部署	健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部福祉課及び出張所
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	こども医療費補助の対象者からの、資格者証交付申請、資格者証更新申請、その他諸届等の審査及び認定を行う。	
	情報の突合	資格者証交付申請、資格者証更新申請、その他諸届等の内容と住民票関係情報を突合し、こども医療費補助対象者等の真正性を確認する。また、地方税関係情報、医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、広島市重度心身障害者医療費補助関係情報及び広島市ひとり親家庭等医療費補助関係情報を突合し、こども医療費補助対象者等の審査及び認定を行う。
⑥使用開始日	平成29年7月18日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
①委託内容	福祉情報システム(こども医療)の構築及び運用・保守業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電気株式会社 中国支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託契約書において、「委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。」としており、受託者から再委託承諾申請書の提出があり、内容を審査したところ適正であると認められたため、承諾している。
	⑥再委託事項	福祉情報システム(こども医療)の構築及び運用・保守業務のうち、サービス利用用端末の増設及び端末保守・運用に係る委託業務の一部
委託事項2～5		
委託事項2		
①委託内容	共通基盤に関する運用・保守業務(バックアップ取得、システムの稼働状況の監視、障害・異常発生時の確認及び復旧、自動実行ジョブスケジュールの設定・実行確認等)	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 日立製作所	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託契約書において、「委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。」としており、受託者から再委託承諾申請書の提出があり、内容を審査したところ適正であると認められたため、承諾している。
	⑥再委託事項	共通基盤の運用・保守業務のうち、システムの稼働状況の監視、障害・異常発生時の確認、自動実行ジョブスケジュールの実行確認等
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

移転先2～5	
移転先2	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部福祉課及び高陽出張所
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条 番号利用法第9条第2項
②移転先における用途	・児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 ・母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	広島市こども医療費補助条例によるこども医療費受給資格者証の交付に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	こども医療費補助の対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (福祉情報システム端末の直接操作)
⑦時期・頻度	必要に応じて
移転先3	健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部福祉課及び出張所
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条 番号利用法第9条第2項
②移転先における用途	広島市重度心身障害者医療費補助条例による重度心身障害者に係る医療費の補助に関する事務
③移転する情報	広島市こども医療費補助条例によるこども医療費受給資格者証の交付に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	こども医療費補助の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先4	健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部福祉課及び出張所
①法令上の根拠	広島市個人番号の利用に関する条例第3条 番号利用法第9条第2項
②移転先における用途	広島市ひとり親家庭等医療費補助条例によるひとり親家庭等に係る医療費の補助に関する事務
③移転する情報	広島市子ども医療費補助条例による子ども医療費受給資格者証の交付に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	子ども医療費補助の対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<広島市における措置> ・特定個人情報は本市データセンター内に設置したサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。 1. データセンター入口のセキュリティゲート 2. サーバー室入口の電子錠 3. サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。なお、ICカードは、事前に申請を受けて、入室を許可した者に対して個人ごとに貸与している。 また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。 ・サーバーは事務で使用するシステムごとのサーバーラック内に設置され、それぞれ施錠される。サーバーラックの鍵は事前にサーバーの使用許可を得た者以外の者が開錠することはできない。 ・データセンター内(サーバー室内を含む)には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐し、定期的に巡回を行う。 ・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはデータセンター内の耐火金庫に保管されるほか、大規模災害時の復旧に備えてデータセンターから300km以上離れた場所に分散保管される。 ・特定個人情報が記録された電子記録媒体及び紙媒体は、鍵付保管庫等で保管している。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【広島市子ども医療費補助関係情報ファイル】

<医療事業マスタ>

1.業務、2.事業、3.対象区分、4.宛名番号、5.履歴番号、6.宛名番号、7.受給者番号、8.負担者番号、9.受給状況、10.受付番号、11.資格履歴、12.資格履歴・枝、13.保険履歴、14.保険履歴・枝、15.判定履歴、16.判定履歴・枝、17.入院認定履歴、18.標準認定履歴、19.特疾認定履歴、20.有効期間・自、21.有効期間・至、22.認定日、23.認定理由、24.申請日、25.起案日、26.決裁日、27.申請、28.起案、29.決裁、30.処理ボタン番号、31.区、32.限度額認定履歴

<資格履歴ファイル>

1.業務、2.事業、3.対象区分、4.宛名番号、5.本番、6.枝番、7.受給者番号、8.負担者番号、9.有効始期、10.有効終期、11.交付年月日、12.交付事由、13.再交付年月日、14.再交付事由、15.喪失年月日、16.喪失事由、17.回収日、18.変更年月日、19.変更事由、20.認定日、21.程度、22.別表、23.書類、24.申請日、25.起案日、26.決裁日、27.区、28.認定区分、29.負担区分、30.旧負担区分、31.旧有効始期、32.生年月日、33.経過措置区分、34.旧経過措置区分、35.障害認定区分

<保険履歴ファイル>

1.業務、2.事業、3.対象区分、4.宛名番号、5.本番、6.枝番、7.受給者番号、8.負担者番号、9.加入日、10.離脱日、11.種別、12.退職、13.保険者番号、14.記号、15.番号、16.被保険者との続柄、17.被保険者氏名、18.申請日、19.起案日、20.決裁日

<判定履歴ファイル>

1.業務、2.事業、3.対象区分、4.宛名番号、5.本番、6.枝番、7.受給者番号、8.負担者番号、9.年齢、10.保険加入、11.特定認定、12.条件5(ひ親)、13.条件6(重度)、14.児童施設、15.生保、16.関係者区分、17.宛名番号、18.間柄、19.同居・別居、20.年、21.総所得額、22.控除額、23.控除後額、24.未申告、25.非課税、26.扶養人数、27.特定扶養人数、28.老人扶養人数、29.所得制限額、30.所得判定結果、31.総合判定結果、32.非該当事由、33.申請日、34.起案日、35.決裁日、36.種別、37.受診日、38.障害認定区分、39.配偶者控除、40.負担区分基準額

<受給者番号管理ファイル>

1.業務、2.事業、3.対象区分、4.受給者番号、5.受給者番号状態、6.廃止年月日、7.区

<受給者番号索引ファイル>

1.業務、2.事業、3.対象区分、4.受給者番号、5.区、6.宛名番号

<現物給付ファイル>

1.業務、2.事業、3.対象区分、4.点検番号、5.宛名番号、6.保険区分、7.データ区分、8.受給者番号、9.府県コード、10.地区コード、11.機関コード、12.CD、13.管掌、14.府県コード、15.保険者別番号、16.CD、17.診療年月、18.表点数区分、19.請求年月(=取込年月)、20.取込元、21.過誤様式データ区分、22.依頼年月、23.理由コード、24.入外区分、25.入外区分(新)、26.十一区分、27.負担区分(=長期該当)、28.給付割合、29.第三者行為、30.特記コード、31.高額区分、32.生年月日、33.性別、34.保管区分、35.振替区分、36.指示コード、37.縦覧区分、38.公費場所、39.公費負担番号、40.診療日数、41.合計点数、42.一部負担金、43.薬剤一部負担金、44.高額基準額(=公費負担額)、45.高額医療費(=高額療養費)、46.日数、47.基準額、48.標準負担額、49.負担区分(負担I・II) 50.初診回数、52.県基準日数、53.公費負担者番号、54.受給者番号、55.診療日数、56.公費点数、57.一部負担金、58.記号(漢字)、59.番号、60.診療実日数、61.合計点数、62.一部負担金、63.バッチ登録日、64.オンライン更新日、65.診療年月時点の年齢

<現金給付管理ファイル>

1.業務、2.事業、3.対象区分、4.識別番号・宛名番号、5.支払方法、6.支払先、7.金融機関コード、8.支店コード、9.名義区分、10.口座番号、11.カナ名義人、12.カナ住所、13.カナ方書、14.内訳有効数、15.給付種別、16.医療機関コード、17.傷病名、18.カナ名義人2

<現金給付ファイル>

1.業務、2.事業、3.対象区分、4.現金給付申請番号、5.識別番号(宛名番号)、6.受付区、7.公負者市町村番号、8.受給者番号、9.遷移状況、10.支給申請状態、11.申請日、12.支出内訳書作成日、13.支払予定日、14.財務通知有無、15.合計請求額、16.保険者番号、17.支払方法、18.支払先、19.支払区分、20.金融機関コード、21.支店コード、22.名義区分、23.口座番号、24.カナ名義人、25.カナ住所情報、26.申請者コード(宛名番号)、27.申請者区分コード、28.支給決定額、29.支出内訳書番号、30.支出依頼番号、31.内訳数、32.存在フラグ、33.給付種別、34.療養援護金区分、35.施術区分、36.診療期間(自)、37.診療期間(至)、38.診療実日数、39.医療機関コード、40.一部負担金、41.薬剤一部負担金、42.請求額、43.変更前保険者番号、44.診療点数、45.傷病名、46.公費負担割合、47.入院認定、48.標準認定、49.給付額通知書区分、50.当初決定日、51.決定日、52.通知済決定額、53.通知済保険者番号、54.通知済一部負担金、55.総医療費、56.高額医療費、57.自己負担額、58.付加給付額、59.延べ月数、60.県市区分、61.発行区分、62.カナ名義の2、63.負担区分、64.認定区分、65.高額フラグ、66.併給ひとり親、67.併給重度、68.併給被爆

<現金給付内訳ファイル>

1.業務、2.事業、3.対象区分、4.現金給付申請番号、5.内訳番号、6.識別番号(宛名番号)、7.受付区、8.公負者市町村番号、9.受給者番号、10.給付種別、11.療養援護金区分、12.認定区分/入院区分、13.診療期間(自)、14.診療期間(至)、15.診療実日数、16.医療機関コード、17.一部負担金、18.薬剤一部負担金、19.請求額、20.総医療費、21.高額医療費、22.自己負担額、23.付加給付額、24.延べ月数、25.県市区分、26.負担区分、27.初診回数(実績)、28.初診回数、29.県基準日数、30.県基準額

<医療費助成受給者番号変換ファイル>

1.業務、2.事業、3.旧市町村受給者番号、4.旧市町村公費負担者番号、5.宛名番号、6.広島市受給者番号、7.広島市公費負担者番号、8.居住地特例FLG、9.合併元ID

<医療費助成宛名番号変換ファイル>

1.広島市宛名番号、2.旧市町村宛名番号、3.合併元ID、4.消除サイン

<住基・宛名関係情報>

1.個人番号、2.宛名番号、3.性別、4.世帯番号、5.生年月日、6.住居区分、7.電話番号、8.市民日、9.氏名(漢字・カナ・英字)、10.通称名(漢字・カナ)、11.郵便番号、12.住所、13.方書、14.住民となった日、15.消除コード、16.消除事由、17.転入元住所、18.前住所、19.転出先住所、20.転出日、21.国籍、22.在留資格、23.在留期間等、24.事業別宛名氏名(漢字・カナ)、25.事業別宛名送付先

<地方税関係情報>

1.所得種別・金額、2.控除種別・金額、3.人的控除種別・人数

<その他事業関係情報>

1.国民健康保険資格状況(記号・番号、異動状況、異動日)、2.国民健康保険柔道整復療養費支給状況(施術事業者、現物現金種別、審査状態、診療日数、診療点数、療養費総額)3.児童福祉施設事業受給状況(異動状況、異動日)4.生活保護受給状況(異動状況、異動日)、5.未熟児養育医療一部負担金情報(受給者、児童、階層、受給者番号、受診状況、総医療費)

【統合宛名管理テーブル】

1.個人番号、2.団体内統合宛名番号、3.業務宛名番号、4.住所、5.氏名、6.生年月日、7.性別

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
広島市こども医療費補助関係情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・資格者証交付申請、資格者証更新申請、その他諸届等の受理の際、個人番号カード又は通知カード及び顔写真付きの身分証明書の提示等による本人確認を行い、対象者であることを確認する。 ・資格者証交付申請、資格者証更新申請、その他諸届等は、業務に必要な情報以外が記載できない様式としている。 ・福祉情報システム(こども医療)は、業務に必要な情報以外を登録・管理できない仕様としている。 ・資格者証交付申請、資格者証更新申請、その他諸届等の内容を福祉情報システム(こども医療)に入力後、入力者以外の者がその入力された内容と資格者証交付申請書等を照合し、正しく反映されているか確認を行う。 <p><共通基盤における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、当該事務の対象者以外の情報及び当該事務に必要な情報以外の情報を入手することはできない。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・資格者証交付申請、資格者証更新申請、その他諸届等の受理は、あらかじめ決められた窓口に限定し、搾取・奪取が行えないようにしている。 ・福祉情報システム(こども医療)は、限られた専用の端末のみで利用でき、あらかじめ承認した利用者・権限の範囲に限っている。 ・入手した情報について、窓口等での聞き取りや、添付書類との照合等により確認することで、正確性を確保している。 ・特定個人情報が記載された申請書等は、鍵付保管庫等で保管している。 ・福祉情報システム(こども医療)のネットワークは、外部からアクセスできない専用回線を用い、専用の端末のみと接続している。 <p><共通基盤における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWANと本市のネットワークの間に DMZ を設け、共通基盤から外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、FW や連携サーバで外部接続先との通信を制限している。 ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意が行われていることを必須条件としている。 ・情報を保有している事務と情報を必要としている事務双方から共通基盤の利用に係る申請書を提出させ、内容に相違がないか確認した上で設定を行っている。 ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、情報を保有している事務と情報を必要としている事務との間で合意された仕様に基づき、自動的に情報の入手が行われる仕組みとなっており、入手した情報が他人の個人番号と紐付けられたり、別の番号に書き換えられたり、システム間連携の過程で情報の正確性が失われたりすることはない。 ・共通基盤を利用して別の事務で使用しているシステムから特定個人情報を入手する場合には、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行った上で、あらかじめ認められた通信以外の通信を許可しない仕組みとすることで、特定個人情報の漏えいを防止している。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉情報システム(こども医療)は、業務に必要な情報以外を登録・管理できない仕様としている。 ・他業務システムから直接アクセスできない仕組みとしている。 <共通基盤における措置> ・共通基盤では、それぞれの番号利用事務の対象となる者の個人番号又は団体内統合宛名番号にのみアクセスできるようにアクセス制御を行っており、目的を超えた紐付けは行われない仕組みとなっている。 ・共通基盤の団体内統合宛名機能は、個人番号と団体内統合宛名番号の紐付けを管理する機能であり、事務に必要な情報との紐付けは行われない仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない </div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉情報システム(こども医療)を利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザIDを割り当て、ICカード及びパスワードによる認証を行っている。 ・退職、人事異動等によりシステムを利用しなくなる場合、人事情報に基づき、ユーザIDを削除している。 ・福祉情報システム(こども医療)のアクセスログ管理機能により、利用者、日時、利用端末、利用情報等の情報を記録している。 <共通基盤における措置> ・システムを利用する必要がある職員に対し、個人ごとにユーザIDを割り当て、ICカード及びパスワードによる認証を行っている。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <共通基盤における措置> 次の手順により、アクセス権限の管理を行っている。 また、ICカード管理台帳を作成し、ユーザIDごとのシステム利用権限を管理し、その記録は10年間保存することとしている。 1. 発効管理 <ul style="list-style-type: none"> (1)人事異動等により、ユーザIDの登録が必要な場合、業務システムの管理者は、速やかに当該職員について、ユーザID申請書を共通基盤管理者に提出し、承認を得る。 (2)共通基盤管理者はユーザID申請書に基づき、ユーザIDの割り当て及びICカードの発行を行う。 2. 失効管理 <ul style="list-style-type: none"> (1)人事異動等により、ユーザIDの削除が必要な場合、業務システムの管理者は、速やかに当該職員について、ユーザID申請書及びICカードを共通基盤管理者に提出し、承認を得る。 (2)共通基盤管理者はユーザID申請書に基づき、ユーザIDの削除を行う。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><共通基盤における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤の利用に係る操作記録(ログ)では、利用者、日時、利用端末等を記録している。 ・操作記録(ログ)は、10年間保存することとしている。 ・共通基盤の利用に係る操作記録(ログ)を取得・保存しており、事務外で利用した場合には、その職員を特定可能であることを職員に周知し、事務外での使用の抑止を図っている。 ・機能ごとにアクセスできる端末の制限を行っている。 ・データのバックアップは自動的に実行され、バックアップファイルの取得は入退室管理が行われるデータセンターにおいてのみ可能となっている。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持、従事者の監督、収集の制限、目的外の利用及び提供の制限、適正管理、作業場所以外での業務の禁止、複写及び複製の禁止、資料の返還、事故発生時における報告等について規定している。 <p><共通基盤における措置></p> <p>個人情報の適正な取り扱い、個人情報の取り扱いを行う場所について定めている。</p>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託承認申請書により本市の承諾を得た場合を除き、再委託を禁止している。 ・再委託承認申請書で、再委託先に、業務を履行する上で知り得た本市の情報の取り扱いに関し、契約において委託先が課せられている事項と同一の事項を遵守させるよう記載させている。 <p><共通基盤における措置></p> <p>【共通】</p> <p>情報セキュリティ実施手順に基づき、再委託先においても、委託先と同様の情報セキュリティ対策を実施させている。</p>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書において、本市の情報セキュリティポリシーの遵守を義務づけている。 ・契約書に基づき、本市が必要があると認めるときは、委託先に委託業務に関する資料若しくは報告書を提出させ、実施状況を調査し、若しくは検査することができる。履行状況を確認するため、委託先に対し、報告を求め、必要に応じて立入検査の実施を行う。 ・契約締結後、本市の情報の秘密保護に関する誓約書を提出させ、確認している。 <p><共通基盤における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書により守秘義務を課しているほか、別記「個人情報取扱特記事項」に個人情報の適正な取り扱いについて、明記している。 ・あらかじめ、実施計画書により本業務の現場責任者及び従事者を報告させている。 ・特定個人情報の提供・消去に関するルールを定めている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルのアクセスについて、委託先及び再委託先の従業員のアクセスログを記録している。 <p><共通基盤における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先及び再委託先の従業員の共通基盤に係る操作記録(ログ)を取得・保存している。 ・操作記録(ログ)には、操作日時、操作端末のIPアドレス、ユーザID、画面ID、個人番号等を記録している。 ・操作記録(ログ)はそれぞれ、10年間保存することとしている。 	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><共通基盤における措置> ・共通基盤を利用して、中間サーバーを経由し、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、中間サーバー及び情報提供ネットワークシステムとの連携仕様に基づき、自動的に情報照会が行われる仕組みとなっており、目的外の情報を入手することはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<共通基盤における措置>

・共通基盤を利用して、中間サーバーを経由し、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う場合には、本市外部のネットワークからアクセスができない専用回線を用い、通信の暗号化を行っており、特定個人情報の漏えいを防止している。
 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、共通基盤管理者へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。
 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 ③情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

<p>その他の措置の内容</p>	<p>・特定個人情報を取り扱う事務室等については、部外者の進入を禁止している。</p> <p><共通基盤における措置> 【共通】 1. 物理的対策 ・データセンターでは、以下の3か所の入口において入退管理を行う。 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子錠 上記1及び2においては、ICカードでの認証を行い、3においてはICカード、パスワード及び生体認証(指紋)の三要素での認証を行っている。なお、ICカードは、事前に申請を受けて、入室を許可した者に対して個人ごとに貸与している。 また、入室を許可されない者が入室を許可された者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止するため、データセンター入口のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の入口には監視カメラを設置している。 ・サーバーは事務で使用するシステムごとのサーバーラック内に設置され、施錠される。サーバーラックは事前にサーバーの使用許可を得た者以外の者が開錠することはできない。 ・データセンター内(サーバー室内を含む)には監視カメラを設置するほか、24時間365日警備員が常駐し、定期的に巡回を行う。 ・特定個人情報を含むサーバー内のデータのバックアップテープはデータセンター内の耐火金庫に保管されるほか、大規模災害時の復旧に備えてデータセンターから300km以上離れた場所に分散保管される。 ・特定個人情報の消去にあたっては、ハードディスク等の記録装置に対する一定回数以上の無作為な書き込み等によるデータの完全消去を行った上で、データ消去証明書により、データが完全消去されていることを確認する。</p> <p>2. 技術的対策 ・共通基盤の各種機能の利用にあたっては、ICカードによる利用者認証及び権限管理を行っており、あらかじめ登録された職員以外が特定個人情報にアクセスすることはできない。また、各種機能に係る操作記録(ログ)の取得・保存を行っており、不正使用が認められる場合には、職員の特定が可能であることを周知することで、特定個人情報への不正アクセスの抑止を図っている。 ・本市の庁内ネットワークは、本市外部のネットワークからアクセスできない専用回線を用い、通信の暗号化を行った上で、あらかじめ設定された通信仕様に基づく通信のみ許可する仕組みとすることで、特定個人情報の漏えいを防止している。また、本市の庁内ネットワークは、常時監視を行っており、不正アクセス等の脅威が検知された場合には、監視画面に警告が表示されると共に、脅威の種類、対象端末(又はサーバ、ネットワーク機器)、時間等を記録する操作記録(ログ)が取得・保存される。 ・LGWANと本市のネットワークの間に DMZ を設け、共通基盤から外部への直接通信を遮断することにより、安全を確保している。また、境界 FW や連携サーバで外部接続先との通信を制限している。 ・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新になるよう、日次レベルで更新し、各業務システム及び端末に配信している。 ・磁気ディスク、USBメモリ等の電子記録媒体の利用は原則禁止とし、業務システム端末で利用できないよう、共通基盤で制御されている。電子記録媒体の利用は、あらかじめ、利用目的、利用頻度、利用端末等を明らかにした上で、共通基盤担当へ申請する手順としている。また、利用できる電子記録媒体は記録された情報を暗号化する機能を有するものに限定している。 ・共通基盤により、業務システム端末の運用状況を監視しており、許可されていない電子記録媒体が接続された場合には、監視画面に警告が表示されるとともに、当該端末、ユーザ等を記録した操作記録(ログ)が取得・保存される。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ④導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑤中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑥中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑦中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・資格者証交付申請、資格者証更新申請その他諸届等の紙媒体は、広島市文書取扱規定に基づき、溶解処理を行っている。
・USBメモリ等の電子記録媒体について、情報セキュリティ実施手順により、責任者、保管方法、利用や情報消去の手続き等の取扱いを定めている。
・USBメモリ等の電子記録媒体について、未使用時は鍵付保管庫で保管している。
・USBメモリ等の電子記録媒体について、廃棄する場合、破砕処理、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行っている。

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<共通基盤における措置> 次に掲げる情報セキュリティ研修・公務員倫理研修を毎年実施し、具体的な情報セキュリティ事故の事例紹介等により、職員の情報セキュリティ意識・法令遵守意識の向上を図っている。 ・情報セキュリティ研修 新規採用職員研修、一般職員研修、新任課長級職員研修、新任課長補佐級職員研修 ・公務員倫理研修 全職員研修、所属長研修、所属長による所属内研修 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	広島市公文書館 〒730-0051 広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階 TEL:082-243-2583(直通)
②請求方法	所定の請求書に必要事項を記載し、前記「①請求先」に提出する。その際、運転免許証など本人であることを確認できる身分証明書等を提示する必要がある。 広島市ホームページに請求方法や手数料等について掲載している。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	広島市健康福祉局保健部保険年金課福祉医療係 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 TEL:082-504-2158(直通)
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年3月24日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成29年7月(予定)	平成29年7月18日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年11月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用開始日	平成29年7月(予定)	平成29年7月18日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年11月17日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	本市職員が、職場に設置されたオンラインシステム端末機を使用して職務上知り得た者の住所を知人に教えた。	本市が管理運営しているポータルサイトを利用しているシステム担当者(107名)に対し、システムの一時停止の案内を送信する際、本来「BCC」を使用すべきところ、誤って受信者全員のメールアドレスが相互に確認できる「宛先(TO)」を使用した。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成29年11月17日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	・住民等の個人情報を取り扱うシステムにおいては、ICカード・パスワードによるユーザ認証、権限管理により、業務に必要な情報を参照できないようにしている。 ・また、端末の操作記録(ログ)を取得し、不正行為があった場合にも、操作記録から日時、職員名、参照した情報を特定することができるようにしている。 ・上記のような技術的対策を講じた上で、全職員を対象とした情報セキュリティ研修・公務員倫理研修等によって法令順守(コンプライアンス)意識の高揚等に取り組んでいる。 ・また、情報セキュリティに関し、職員が順守すべき事項を定めるとともに、CIO(最高情報責任者)を中心とした情報資産を管理するための全庁的な体制を確立し、再発防止に取り組んでいる。	複数の外部の人に電子メールを送信する場合は、他の送信先の電子メールアドレスがわからないように「BCC」で送信すること、また、送信の際は複数人による内容確認を徹底することについて周知を図るとともに、非常勤嘱託職員や臨時職員を含む全職員を対象に、情報セキュリティ研修や公務員倫理研修等においても注意喚起を行い、再発防止に取り組んでいる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年11月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉局保険年金課、各区厚生部保健福祉課及び出張所	健康福祉局保険年金課、各区厚生部保健福祉課(東区は福祉課)及び出張所	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年11月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	健康福祉局保険年金課、各区厚生部保健福祉課及び出張所	健康福祉局保険年金課、各区厚生部保健福祉課(東区は福祉課)及び出張所	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年11月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先2	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課及び高陽出張所	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課(東区は福祉課)及び高陽出張所	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年11月16日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先3	健康福祉局保険年金課、各区厚生部保健福祉課及び出張所	健康福祉局保険年金課、各区厚生部保健福祉課(東区は福祉課)及び出張所	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年11月16日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	[発生なし]	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年11月16日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	本市が管理運営しているポータルサイトを利用しているシステム担当者(107名)に対し、システムの一時停止の案内を送信する際、本来「BCC」を使用すべきところ、誤って受信者全員のメールアドレスが相互に確認できる「宛先(TO)」を使用した。	【記載なし】	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年11月16日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	複数の外部の人に電子メールを送信する場合は、他の送信先の電子メールアドレスがわからないように「BCC」で送信すること、また、送信の際は複数人による内容確認を徹底することについて周知を図るとともに、非常勤嘱託職員や臨時職員を含む全職員を対象に、情報セキュリティ研修や公務員倫理研修等においても注意喚起を行い、再発防止に取り組んでいる。	【記載なし】	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年11月5日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局保険年金課	健康福祉局保健部保険年金課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年11月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉局保険年金課、各区厚生部保健福祉課(東区は福祉課)及び出張所	健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部保健福祉課(東区は福祉課)及び出張所	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年11月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	健康福祉局保険年金課、各区厚生部保健福祉課(東区は福祉課)及び出張所	健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部保健福祉課(東区は福祉課)及び出張所	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年11月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1	健康福祉局保険年金課、各区市民部保険年金課及び出張所	健康福祉局保健部保険年金課、各区市民部保険年金課及び出張所	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年11月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先3	健康福祉局保険年金課、各区厚生部保健福祉課(東区は福祉課)及び出張所	健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部保健福祉課(東区は福祉課)及び出張所	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
平成30年11月5日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	広島市健康福祉局保険年金課福祉医療係 〒730-8586 広島市中区国泰寺一丁目6番34号 TEL:082-504-2158(直通)	広島市健康福祉局保健部保険年金課福祉医療係 〒730-8586 広島市中区国泰寺一丁目6番34号 TEL:082-504-2158(直通)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

令和2年11月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム_システム2_③他のシステムとの接続	中間サーバー、国保・年金・後期高齢者医療システム、介護保険システム、福祉情報システム、市営住宅総合管理システム、選挙システム、下水道事業受益者負担金システム、財務会計システム、文書管理システム、人事・給与・庶務事務システム、水道料金オンラインシステム、小児慢性等システム、教育事務システム、放課後児童クラブ利用料金収納管理システム、庁内LAN	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。	
令和2年11月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム_システム3_②システムの機能	1. 符号管理機能 情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会及び情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 他の行政機関等への特定個人情報の照会及び提供された特定個人情報の受領を行う機能 3. 情報提供機能 他の行政機関等からの特定個人情報の照会に対して、該当する特定個人情報を提供する機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための連携を行う機能 5. 情報提供等記録管理機能 他の行政機関からの特定個人情報の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年11月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム_システム3_②システムの機能 (つづき)	6. 情報提供データベース管理機能 情報提供の対象となる特定個人情報の副本を保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供及び符号取得のための連携を行う機能 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び複合化や電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理及び情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供NWS配信マスター情報の管理を行う機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除等を行う機能	6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除、機関別設定情報の管理を行う機能。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年11月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム_システム3_②システムの機能 (つづき)	(右記を追加)	11. 自己情報提供機能 自己情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。 12. お知らせ機能 お知らせ機能は、お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部保健福祉課(東区は福祉課)及び出張所	健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部福祉課及び出張所	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部保健福祉課(東区は福祉課)及び出張所	健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部福祉課及び出張所	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先2	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部保健福祉課(東区は福祉課)及び高陽出張所	こども未来局こども・家庭支援課、各区厚生部福祉課及び高陽出張所	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 移転先3	健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部保健福祉課(東区は福祉課)及び出張所	健康福祉局保健部保険年金課、各区厚生部福祉課及び出張所	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年11月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 ※	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームは(略) ②特定個人情報は(略)	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームは(略) ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。 ③特定個人情報は(略)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年11月27日	III リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。

令和2年11月27日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・ 滅失・毀損リスク その他の措置の内容	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームを(略) ②中間サーバー・プラットフォームでは(略) ③中間サーバー・プラットフォームでは(略) ④導入しているOS(略)	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームを(略) ②事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、 通信機器などを不正に所持し、持出持込すること がないよう、警備員などにより確認している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは(略) ④中間サーバー・プラットフォームでは(略) ⑤導入しているOS(略)	事後	その他の項目の変更であり、事 前の提出、公表が義務付けられ ていない。
令和2年11月27日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる 職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実 施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場 合は、運用規則等について研修を行うこととして いる。	〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情 報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教 育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォーム の運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規 則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する 教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時) 実施することとしている。	事後	その他の項目の変更であり、事 前の提出、公表が義務付けられ ていない。
令和3年11月24日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号利用法第19条第8号 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	【情報照会】 番号利用法第19条第9号 広島市個人番号の利用に関する条例第3条	事後	その他の項目の変更であり、事 前の提出、公表が義務付けられ ていない。
令和3年11月24日	II 特定個人情報ファイルの概 要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 [○]その他	支払金融機関情報、広島市重度心身障害者医療 費補助関係情報	支払金融機関情報、広島市重度心身障害者医療 費補助関係情報、広島市ひとり親家庭等医療費 補助関係情報	事後	その他の項目の変更であり、事 前の提出、公表が義務付けられ ていない。
令和3年11月24日	II 特定個人情報ファイルの概 要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(略) 8. 広島市重度心身障害者医療費補助関係情報 こども医療費の適正な支給を行うため。	(略) 8. 広島市重度心身障害者医療費補助関係情報 こども医療費の適正な支給を行うため。 9. 広島市ひとり親家庭等医療費補助関係情報 こども医療費の適正な支給を行うため。	事後	その他の項目の変更であり、事 前の提出、公表が義務付けられ ていない。
令和3年11月24日	II 特定個人情報ファイルの概 要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 [○]評価実施機関内の他部署	企画総務局総務課、財政局税務部市民税課、健 康福祉局地域福祉課、こども未来局こども・家庭 支援課	企画総務局総務課、財政局税務部市民税課、健 康福祉局保護自立支援課、こども未来局こども・ 家庭支援課	事後	その他の項目の変更であり、事 前の提出、公表が義務付けられ ていない。
令和3年11月24日	II 特定個人情報ファイルの概 要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	資格者証交付申請、資格者証更新申請、その他 諸届等の内容と住民票関係情報を突合し、こども 医療費補助対象者等の真正性を確認する。また、 地方税関係情報、医療保険関係情報、児童福祉・ 子育て関係情報、生活保護・社会福祉関係情報 及び広島市重度心身障害者医療費補助関係情報 を突合し、こども医療費補助対象者等の審査及び 認定を行う。	資格者証交付申請、資格者証更新申請、その他 諸届等の内容と住民票関係情報を突合し、こども 医療費補助対象者等の真正性を確認する。また、 地方税関係情報、医療保険関係情報、児童福祉・ 子育て関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、 広島市重度心身障害者医療費補助関係情報及び 広島市ひとり親家庭等医療費補助関係情報を突 合し、こども医療費補助対象者等の審査及び認定 を行う。	事後	その他の項目の変更であり、事 前の提出、公表が義務付けられ ていない。
令和3年11月24日	II 特定個人情報ファイルの概 要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先4	(空欄)	移転先における用途「広島市ひとり親家庭等医療 費補助条例によるひとり親家庭等に係る医療費の 補助に関する事務」を追加	事後	その他の項目の変更であり、事 前の提出、公表が義務付けられ ていない。
令和3年11月24日	II 特定個人情報ファイルの概 要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	〈広島市における措置〉 ・特定個人情報は本市データセンター内に設置し たサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口にお いて入退管理を行う。それぞれの入口を通過する ためには、事前に入室申請がなされた個人ごとのIC カードが必要となる。また、入室を許可されない者 が入室を許可された者に追従して不正に侵入する こと(共連れ)を防止するため、データセンター入口 のセキュリティゲートでは有人監視を実施するほ か、重要な区画の入口には監視カメラを設置して いる。 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子 錠 (略)	〈広島市における措置〉 ・特定個人情報は本市データセンター内に設置し たサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口にお いて入退管理を行う。 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子 錠 上記1及び2においては、ICカードでの認証を行 い、3においてはICカード、パスワード及び生体認 証(指紋)の三要素での認証を行っている。なお、I Cカードは、事前に申請を受けて、入室を許可した 者に対して個人ごとに貸与している。 また、入室を許可されない者が入室を許可された 者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止 するため、データセンター入口のセキュリティゲ ートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の 入口には監視カメラを設置している。 (略)	事後	その他の項目の変更であり、事 前の提出、公表が義務付けられ ていない。
令和3年11月24日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク: 特定個人情報の漏えい・ 滅失・毀損リスク その他の措置の内容	〈広島市における措置〉 1. 物理的対策 ・特定個人情報は本市データセンター内に設置し たサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口にお いて入退管理を行う。それぞれの入口を通過する ためには、事前に入室申請がなされた個人ごとのIC カードが必要となる。また、入室を許可されない者 が入室を許可された者に追従して不正に侵入する こと(共連れ)を防止するため、データセンター入口 のセキュリティゲートでは有人監視を実施して いる。 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子 錠 (略)	〈広島市における措置〉 1. 物理的対策 ・特定個人情報は本市データセンター内に設置し たサーバーのデータベース内に保管する。 ・データセンターでは、以下の3か所の入口にお いて入退管理を行う。 1.データセンター入口のセキュリティゲート 2.サーバー室入口の電子錠 3.サーバー室内サーバー設置場所入口の電子 錠 上記1及び2においては、ICカードでの認証を行 い、3においてはICカード、パスワード及び生体認 証(指紋)の三要素での認証を行っている。なお、I Cカードは、事前に申請を受けて、入室を許可した 者に対して個人ごとに貸与している。 また、入室を許可されない者が入室を許可された 者に追従して不正に侵入すること(共連れ)を防止 するため、データセンター入口のセキュリティゲ ートでは有人監視を実施するほか、重要な区画の 入口には監視カメラを設置している。 (略)	事後	その他の項目の変更であり、事 前の提出、公表が義務付けられ ていない。

<p>令和3年11月24日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法</p>	<p><共通基盤における措置> 次に掲げる情報セキュリティ研修・公務員倫理研修を毎年実施し、具体的な情報セキュリティ事故の事例紹介等により、職員の情報セキュリティ意識・法令遵守意識の向上を図っている。 なお、情報セキュリティ研修については、非常勤嘱託職員、臨時職員も対象として実施している。 (略)</p>	<p><共通基盤における措置> 次に掲げる情報セキュリティ研修・公務員倫理研修を毎年実施し、具体的な情報セキュリティ事故の事例紹介等により、職員の情報セキュリティ意識・法令遵守意識の向上を図っている。 なお、情報セキュリティ研修については、会計年度任用職員も対象として実施している。 (略)</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない。</p>
-------------------	--	---	---	-----------	--